

令和3年度

建設工事等発注関係資料

竹原市総務企画部財政課

【目次】

1	令和3・4年度の建設工事等に係る入札参加資格の認定について	2
2	令和3・4年度建設工事等競争入札参加資格審査追加申請の受付について	5
3	竹原市の災害復旧工事に係る工事内訳書の簡略化の延長について	6
4	「復興歩掛」及び「復興係数」の継続について	7
5	健康保険証の写しを提出する場合のマスクングについて	9
6	指定金融機関市役所内派出所の閉鎖のお知らせ	10

1 令和3・4年度の建設工事等に係る入札参加資格の認定について

令和3・4年度の建設工事等に係る入札参加資格を認定します。

(1) 入札参加資格者数の推移

区分		H17・18	H19・20	H21・22	H23・24
工事	市内	79	69	60	62
	市外	568	610	538	587
コンサル	市内	9	8	6	6
	市外	267	295	292	332

区分		H25・26	H27・28	H29・30	R1・2
工事	市内	57	55	52	54
	市外	589	573	561	587
コンサル	市内	6	6	6	6
	市外	327	332	340	349

(2) 申請状況

竹原市が令和3・4年度に発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札に参加するために必要となる資格の審査申請を受け付けました。

① 申請期間

電子申請：令和2年11月2日～20日

窓口申請：令和2年11月9日～20日

② 登録件数

区分	建設工事	測量・建設コンサルタント
市内	48	6
市外	583	346
合計	631	352

(3) 審査事項

- ・建設業の許可（有効期間内）
- ・経営事項審査（審査基準日が平成31年4月2日以降）
- ・年間平均完成工事高（完工高がゼロの場合は資格申請は不可）
- ・納税の状況（市税，消費税及び地方消費税）等

(4) 総合評点数

総合評点数は、次のとおり客観点数に主観点数を加算して算出しています。

客観点数

経営事項審査の結果により算定された総合評定値

主観点数

項目	加算又は控除点数
資格除外措置（前2年間）	1月ごとに5点控除
竹原市災害時応急対応業者の登録業者	20点加算
障害者雇用	5点加算

(5) 工事の種類及び等級の区分

① 格付基準の変更（土木一式工事）

発注実態に合わせて土木一式工事に係る格付基準の見直しを行います。

ア 改正内容

土木一式工事のA・Bランクの基準境を，750点から790点に，B・Cランクの基準境を，600点から660点に変更します。

改正後		改正前	
等級	種類 土木一式	等級	種類 土木一式
A	790 以上	A	750 以上
B	789 ～ 660	B	749 ～ 600
C	660 未満	C	600 未満

② 工事の種類及び等級の区分

等級を定める工種は6工種とし，各工種の総合評点，等級は次のとおりです。（コンサルは等級区分等を定めていません。）

（単位：点）

等級	種類							等級区分を設定しない
	土木一式	建築一式	電気	管	舗装	水道施設	その他	
A	790以上	800以上	750以上	650以上	720以上	700以上		
B	789～660	799～700	749～600	649～590	719～600	699～570		
C	660未満	700未満	600未満	590未満	600未満	570未満		

③ 等級区分毎の業者数（（ ）内は市内業者数）

等級	種類							備考
	土木一式	建築一式	電気	管	舗装	水道施設		
A	193 (12)	143 (5)	171 (3)	150 (2)	108 (3)	135 (5)		
B	50 (11)	24 (3)	31 (3)	12 (5)	34 (5)	23 (7)		
C	31 (7)	16 (3)	2 (0)	6 (0)	8 (2)	4 (1)		

(6) 等級に対応させた発注の標準となる工事の設計金額

(単位：万円)

種類 等級	土木一式	建築一式	電気	管	舗装	水道施設
A	4,000以上	6,000以上	4,000以上	4,000以上	4,000以上	4,000以上
B	1,000以上 4,000未満	1,000以上 6,000未満	1,000以上 4,000未満	1,000以上 4,000未満	1,000以上 4,000未満	1,000以上 4,000未満
C	1,000未満	1,000未満	1,000未満	1,000未満	1,000未満	1,000未満

2 令和3・4年度建設工事等競争入札参加資格審査追加申請の受付について

令和3・4年度建設工事等競争入札参加資格審査追加申請について次のとおり受付けています。詳細は竹原市ホームページでご確認ください。

	追加申請期間	竹原市提出書類の到達期限
追加 第1回	令和3年5月10日(月)から 令和3年5月14日(金)まで	令和3年5月21日(金) ※必着
追加 第2回	令和3年7月5日(月)から 令和3年7月9日(金)まで	令和3年7月16日(金) ※必着
追加 第3回	令和3年10月4日(月)から 令和3年10月8日(金)まで	令和3年10月15日(金) ※必着
追加 第4回	令和4年2月14日(月)から 令和4年2月18日(金)まで	令和4年2月25日(金) ※必着
追加 第5回	令和4年5月9日(月)から 令和4年5月13日(金)まで	令和4年5月20日(金) ※必着
追加 第6回	令和4年9月5日(月)から 令和4年9月9日(金)まで	令和4年9月16日(金) ※必着

3 竹原市の災害復旧工事に係る工事内訳書の簡略化の延長について

(1) 趣旨

災害復旧工事における入札業者の負担を軽減し、工事の円滑な執行による迅速な復旧・復興を目指すため、令和元年7月12日より、災害復旧工事に限り工事内訳書の簡略化を行っています。災害復旧の取り組みが令和3年度も続くことから簡略化の取り組みを延長します。

(2) 対象工事

竹原市が発注する災害復旧工事で、公告により示す工事。ただし、災害復旧工事であっても、橋梁災害で下請負工事が多岐にわたるなど、適切な見積もりを確認する必要がある工事は除きます。(対象工事については、公告に明示します。)

(3) 簡略化の内容

本工事費内訳書(工事費明細書)に記載されている費目・工種明細などのうち、竹原市が指定する様式記載の項目(直接工事費、共通仮設費計、純工事費、現場管理費、工事原価、一般管理費計、工事価格、消費税相当額、工事費計)について、漏れなく記入したうえで、見積額を記入してください。

(4) 適用期間

令和元年7月12日以降に公告する災害復旧工事より、令和4年3月31日まで適用します。

4 「復興歩掛」及び「復興係数」の継続について

(1) 趣旨

令和元年9月4日に広島県が導入した「復興歩掛」及び「復興係数」について、竹原市が発注する平成30年7月豪雨災害の復旧・復興に向けた、円滑な施工を確保するための対策として導入しています。

現在、不調・不落の発生状況や今後も災害復旧工事を発注する必要があることから、令和3年度についても継続して適用することとします。

なお、対象工事等の適用内容についてはこれまでと同様です。

(2) 対象工事

竹原市が発注する災害復旧工事で、施工条件等を勘案し作業効率低下のおそれがある工事を対象とします。

対象工事は、入札公告の入札参加資格要件等の欄に適用する旨を記載するとともに、特記仕様書に適用する内容を記載します。

(3) 復興係数

土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準又は治山林道必携（積算・施工編）により、各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとします。

共通仮設費率：1.1 現場管理費率：1.1

(4) 復興歩掛

① 土木工事標準積算書における復興歩掛の対象は、次のとおりとし、「令和元年度平成30年7月豪雨の被災地（広島県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」により積算を行うものとする。

ア 機械土工【掘削，掘削（ICT），河床等掘削，積込（ルーズ），積込（コンクリート殻）】

イ 砂防土工【掘削（砂防），積込（ルーズ）（砂防）】

ウ 土の敷均し締固め工【路体（築堤）盛土，路体（築堤）盛土ICT，路床盛土，路床盛土（ICT），整地】

② 土地改良工事積算基準における復興歩掛の対象は、次のとおりとし、「令和元年度平成30年7月豪雨の被災地（広島県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」，「平成30年7月豪雨の被災地で適用する土地改良事業等請負工事標準歩掛について」及び「平成30年7月豪雨の被災地で適用する土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛について」により積算を行うものとする。

ア 機械土工【掘削，整地，積込（ルーズ）】

イ 土の敷均し締固め工【路体（築堤）盛土，路床盛土】

ウ 標準歩掛【振動ローラ締固め，ハックハウ掘削（超ロングアーム仕様）】

③ 補正内容

作業日当たり標準日当たり作業量を20%低下する補正4適用期間令和元年10月11日以降に指名・公告・随意契約する工事から、令和4年3月31日まで適用します。

(5) 適用期間

令和元年10月11日以降に指名・公告・随意契約する工事から、令和4年3月31日まで適用します。

5 健康保険証の写しを提出する場合のマスキングについて

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、被保険者記号・番号が個人単位化されたことに伴い、プライバシー保護の観点から、健康保険事業とこれに関連する事務以外に、保険者番号、被保険者等記号・番号の告知を要求することを制限する「告知要求制限」の規定が設けられました。よって、令和2年10月以降、配置予定技術者と受注者との雇用関係が確認できるものとして健康保険証の写しを提出する場合、保険者番号、被保険者等記号・番号にマスキングを施してください。

【マスキング（黒塗り）見本】

健康保険 被保険者証	本人（被保険者証）		令和〇年〇月〇日交付
	記号	■■■■■	番号 ■■■■■
氏名		〇〇 〇〇	
生年月日		昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
性別		○	
資格取得年月日		平成〇〇年〇〇月〇〇日	
事業所名称		株式会社〇〇	
保険者番号		■■■■■	
保険者名称		〇〇〇〇〇	
保険者所在地		〇〇市〇〇〇	

6 指定金融機関市役所内派出所の閉鎖のお知らせ

市役所内に設置の『広島銀行竹原支店竹原市役所派出所』は令和3年3月末日で閉鎖となっています。令和3年4月1日以降、契約保証金を現金でお支払いの場合は、近隣の金融機関をご利用くださるようお願いいたします。

金融機関名	営業時間
広島銀行の本支店	9:00～15:00(一部の支店等は昼休憩中は閉鎖)
中国銀行の本支店	9:00～15:00(一部の支店等は昼休憩中は閉鎖)
もみじ銀行の本支店	9:00～15:00(一部の支店等は昼休憩中は閉鎖)
呉信用金庫の本支店	9:00～15:00(一部の支店等は昼休憩中は閉鎖)
広島市信用組合の本支店	9:00～15:00
三原農業協同組合の本支店	9:00～15:00
ゆうちょ銀行／郵便局 (中国地方5県内)	9:00～16:00 (粗大ゴミ収集手数料は納付いただけません。)
中国労働金庫本支店	9:00～15:00(一部の支店等は昼休憩中は閉鎖)